

令和5年6月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 29 号 令和 5 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 30 号 令和 5 年度射水市水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 31 号 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例及び射水市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について
- 議案第 32 号 射水市市税条例の一部改正について
- 議案第 33 号 射水市印鑑条例の一部改正について
- 議案第 34 号 射水市営駐車場条例の一部改正について
- 議案第 35 号 射水市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 36 号 射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について
- 議案第 37 号 射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 議案第 38 号 射水市都市公園条例の一部改正について
- 議案第 39 号 市道路線の認定について
- 議案第 40 号 中太閤山コミュニティセンター改修（建築主体）工事請負契約について
- 議案第 41 号 射水市衛生センター基幹的設備改良工事請負契約について
- 議案第 42 号 射水市立大門中学校グラウンド改修工事請負契約について
- 議案第 43 号 射水市立中太閤山小学校プール改築（建築主体）工事請負契約について
- 報告第 4 号 専決処分の報告について
- 報告第 5 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 6 号 繰越明許費繰越計算書について（介護保険事業特別会計）
- 報告第 7 号 事故繰越し繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 8 号 建設改良費繰越計算書について（水道事業会計）
- 報告第 9 号 建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）
- 報告第 10 号 建設改良費繰越計算書について（病院事業会計）

議案第 3 1 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例及び射水市消防職員
特殊勤務手当支給条例の一部改正について

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例及び射水市消防職員特殊勤務手当
支給条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市職員の特殊勤務手当に関する条例及び射水市消防職員
特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

(射水市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 射水市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成 1 7 年射水市条例第 4
5 号)の一部を次のように改正する。

附則第 3 項を次のように改める。

- 3 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措
置法(平成 2 4 年法律第 3 1 号)第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエ
ンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る射水市新型インフルエンザ等
対策本部が設置されたもの(市長が定めるものに限る。)をいう。)から市
民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市
長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。この場合
において、別表中感染症予防手当又は病院感染症予防等手当の規定は適用

しないものとし、当該手当の額は、作業1日につき4,000円を超えない範囲において規則で定める額とする。

附則第4項を削る。

(射水市消防職員特殊勤務手当支給条例の一部改正)

第2条 射水市消防職員特殊勤務手当支給条例(平成17年射水市条例第19

6号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「及び第4項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 32 号

射水市市税条例の一部改正について

射水市市税条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 12 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市市税条例の一部を改正する条例

射水市市税条例（平成 17 年射水市条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の

前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金

関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合には」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年7月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（この条例による改正後の射水市市税条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日

(2) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第2号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき射水市市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 この条例による改正後の射水市市税条例第 8 2 条第 1 号エ及び附則

第 1 6 条の 2 第 3 項の規定は、令和 6 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和 5 年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 附則第 1 条第 1 号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例附則第 1

5 条の 2 第 4 項の規定は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行の日以後に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された 3 輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 33 号

射水市印鑑条例の一部改正について

射水市印鑑条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 12 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市印鑑条例の一部を改正する条例

射水市印鑑条例（平成 17 年射水市条例第 110 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（同法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同法第 8 条に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（同法第 16 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 34 号

射水市営駐車場条例の一部改正について

射水市営駐車場条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 12 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市営駐車場条例の一部を改正する条例

射水市営駐車場条例（平成 17 年射水市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を次のように改める。

使用者は、別表 2 に定める使用料を納めなければならない。

第 15 条を第 19 条とし、第 14 条を第 18 条とし、第 13 条の次に次の 4 条を加える。

（指定管理者による管理）

第 14 条 市長は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）

第 244 条の 2 第 3 項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に駐車場の管理を行わせることができる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第 15 条 前条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合に、当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 駐車場の使用の許可に関する業務
- (3) 駐車場の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に関し市長が必要と認める業務

2 前項の場合における第4条、第8条、第9条及び第13条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

（指定管理者が行う管理の基準）

第16条 指定管理者は、法令、条例その他市長の定めるところに従い、適正に駐車場の管理を行わなければならない。

（利用料金）

第17条 第14条の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせることとした場合において、使用者は、第6条の規定にかかわらず、指定管理者に利用料金を納めなければならない。

2 利用料金は、別表2に定める金額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を受けて定める。

3 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、第7条の規定を準用し、利用料金の全部又は一部を還付することができる。この場合において、同条ただし書中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 35 号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

射水市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 12 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険税条例（平成 17 年射水市条例第 79 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 21 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万 5 千円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5 千円」に改める。

第 21 条の 2 中「第 22 条の 2」を「第 22 条の 2 第 1 項」に改める。

第 22 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の射水市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 36 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正について

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 12 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づく準則を定める条例（平成 19 年射水市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表乙種区域の項区域の範囲の欄中「大江地区」の次に「、寺塚原地区」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和 5 年 3 月 24 日から適用する。

議案第 37 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成 20 年射水市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 6 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

射水市都市公園条例の一部改正について

射水市都市公園条例の一部を次のように改正する。

令和 5 年 6 月 12 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市都市公園条例の一部を改正する条例

射水市都市公園条例（平成 17 年射水市条例第 189 号）の一部を次のように改正する。

第 30 条中「大島北野河川公園（以下「河川公園」という。）」を「都市公園」に改める。

第 31 条第 1 項第 1 号、第 2 号及び第 4 号中「河川公園」を「都市公園」に改め、同条第 2 項中「第 11 条」の次に「、第 11 条の 2」を加え、「と読み替えるもの」を削る。

第 32 条及び第 33 条第 1 項中「河川公園」を「都市公園」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の射水市都市公園条例第 30 条の規定により、都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が都市公

園の管理を行うこととされた期間前に第7条第1項の規定によりした許可又は同条第2項の規定によりなされた申請は、当該指定管理者がした許可又は当該指定管理者になされた申請とみなす。

議案第 39 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

令和 5 年 6 月 12 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定する路線

認定路線名	起 点	終 点
塚原 1 6 0 号線	沖塚原	沖塚原
塚原 1 6 1 号線	沖塚原	沖塚原
戸破 2 1 4 1 号線	戸破	戸破
金山 3 6 4 号線	浄土寺	浄土寺
下条 1 号線	下条	下条
小島 6 6 号線	小島	小島

議案第40号

中太閤山コミュニティセンター改修（建築主体）工事請負契約 について

令和5年5月31日に制限付き一般競争入札に付した中太閤山コミュニティセンター改修（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年射水市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 中太閤山コミュニティセンター改修（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 170,500,000円
(うち消費税等 15,500,000円)
- 4 契約の相手方 くみあい建設・高田建設中太閤山コミュニティセンター改修（建築主体）工事共同企業体
代表者 射水市鷺塚65番地7
くみあい建設株式会社
代表取締役社長 渡邊 竜一
構成員 射水市土合1490番地
高田建設株式会社
代表取締役 高田 実

令和5年6月12日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第41号

射水市衛生センター基幹的設備改良工事請負契約について

令和5年5月17日に制限付き一般競争入札に付した射水市衛生センター基幹的設備改良工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年射水市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市衛生センター基幹的設備改良工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 1,112,100,000円
(うち消費税等 101,100,000円)
- 4 契約の相手方 東京都豊島区南池袋1丁目11番22号
株式会社クリタス
代表取締役 鎌田 裕久

令和5年6月12日 提 出

射水市長 夏野元志

議案第42号

射水市立大門中学校グラウンド改修工事請負契約について

令和5年5月31日に制限付き一般競争入札に付した射水市立大門中学校グラウンド改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年射水市条例第50号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立大門中学校グラウンド改修工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 194,700,000円
(うち消費税等 17,700,000円)
- 4 契約の相手方 高田建設・射水工業射水市立大門中学校グラウンド改修
工事共同企業体
代表者 射水市土合1490番地
高田建設株式会社
代表取締役 高田 実
構成員 射水市二口2487番地1
射水工業株式会社
代表取締役 吉田 寛之

令和5年6月12日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 4 3 号

射水市立中太閤山小学校プール改築（建築主体）工事請負契約 について

令和 5 年 5 月 3 1 日に制限付き一般競争入札に付した射水市立中太閤山小学校プール改築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市立中太閤山小学校プール改築（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 2 2 9 , 9 0 0 , 0 0 0 円
(うち消費税等 2 0 , 9 0 0 , 0 0 0 円)
- 4 契約の相手方 永森建設工業・原建設射水市立中太閤山小学校プール改築（建築主体）工事共同企業体
代表者 射水市三ヶ 3 9 7 3 番地
永森建設工業株式会社
代表取締役 永森 将人
構成員 射水市作道 2 0 3 5 番地 4
原建設株式会社
代表取締役 原 龍治

令和 5 年 6 月 1 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 4 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 5 年 6 月 12 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分番号	専決処分年月日	専決処分の内容
8	令和 5 年 5 月 19 日	<ol style="list-style-type: none">1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 141,426 円2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名3 事由 除雪車による物損事故 発生日 令和 5 年 1 月 25 日 場 所 射水市新片町二丁目地内

報告第 5 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

令和 4 年度射水市一般会計補正予算（第 5 号）第 2 条及び令和 4 年度射水市一般会計補正予算（第 8 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

令和4年度射水市繰越明許費繰越計算書(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	広報広聴費	4,125,000	4,125,000	0	0	0	0	4,125,000
		財産管理費	3,000,000	3,000,000	0	0	0	0	3,000,000
		計画推進費	4,048,000	4,048,000	0	0	0	0	4,048,000
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種費	275,964,000	255,438,961	0	255,438,961	0	0	0
		斎場管理費	4,523,400	4,523,000	0	1,906,000	0	0	2,617,000
		地球温暖化対策推進費	39,187,000	28,174,940	12,000,000	0	0	11,000,000	5,174,940
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興推進費	12,176,000	12,176,000	0	12,176,000	0	0	0
		土地改良事業推進対策費	42,606,000	42,606,000	0	0	41,300,000	0	1,306,000
		農地管理費	1,662,000	1,661,334	0	0	0	0	1,661,334
	3 水産業費	新湊漁港建設費	43,950,000	28,980,521	0	0	25,100,000	0	3,880,521
7 商工費	1 商工費	観光交流センター管理運営費	9,350,000	0	0	0	0	0	0
8 土木費	1 道路橋梁費	道路橋梁総務費	1,200,000	1,200,000	0	0	0	0	1,200,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		市道新設改良費	44,017,000	36,521,000	0	0	0	0	36,521,000
		地方道路交付金事業費	240,804,000	196,271,955	0	107,312,142	79,700,000	0	9,259,813
		道路橋梁維持費	8,080,000	8,080,000	0	4,040,000	3,600,000	0	440,000
		橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	76,981,000	48,922,784	0	26,907,231	15,800,000	0	6,215,553
		消雪施設維持管理費	23,129,000	23,129,000	0	13,877,000	9,200,000	0	52,000
	2 海岸河川費	河川管理費	4,923,000	4,923,000	0	0	0	0	4,923,000
	3 港湾費	港湾建設促進費	12,828,000	12,758,880	0	0	0	0	12,758,880
	4 都市計画費	都市計画総務費	9,330,000	9,330,000	0	0	0	0	9,330,000
		公園維持管理費	400,000,000	399,000,000	0	199,500,000	191,400,000	0	8,100,000
	6 住宅費	重点密集市街地整備費	108,734,000	76,880,504	0	38,432,000	31,100,000	0	7,348,504
9 消防費	1 消防費	防火水槽整備事業費	14,669,000	14,669,000	0	0	0	14,669,000	0
		消防団拠点施設整備事業費	37,300,000	37,300,000	0	0	37,300,000	0	0
10 教育費	2 小学校費	学校管理費(小)	190,000,000	190,000,000	0	33,293,000	156,300,000	0	407,000

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		健康管理費(小)	18,000,000	18,000,000	0	9,000,000	0	0	9,000,000
		スクールバス運行費(小)	1,440,000	1,400,000	0	704,000	0	0	696,000
		小杉小学校整備費	214,772,000	214,771,300	0	25,577,000	149,100,000	0	40,094,300
	3 中 学 校 費	健康管理費(中)	7,650,000	7,650,000	0	3,825,000	0	0	3,825,000
	5 社 会 教 育 費	陶房「匠の里」管理運営費	986,000	986,000	0	0	0	0	986,000
		新湊中央文化会館管理運営費	40,500,000	40,500,000	0	0	0	0	40,500,000
		小杉文化ホール管理運営費	22,490,000	22,490,000	0	0	0	0	22,490,000
		大島絵本館管理運営費	2,250,000	2,250,000	0	0	0	0	2,250,000
	6 保 健 体 育 費	スポーツ施設維持管理費	17,000,000	17,000,000	0	0	0	0	17,000,000
		パークゴルフ場維持管理費	4,554,000	4,554,000	0	0	0	0	4,554,000
		海竜スポーツランド維持管理費	8,251,000	8,251,000	0	0	0	0	8,251,000
	合 計		1,950,479,400	1,781,572,179	12,000,000	731,988,334	739,900,000	25,669,000	272,014,845

報告第 6 号

繰越明許費繰越計算書について（介護保険事業特別会計）

令和 4 年度射水市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

令和4年度射水市繰越明許費繰越計算書（介護保険事業特別会計）

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1 総務費	4 事業計画推進費 委員会	事業計画策定・推進費	2,695,000	0	0	0	0	0	0
合計			2,695,000	0	0	0	0	0	0

報告第 7 号

事故繰越し繰越計算書について（一般会計）

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により、令和 4 年度射水市一般会計事故繰越しについて、別紙のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 12 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

令和4年度射水市事故繰越し繰越計算書(一般会計)

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出 済額	支出 未済額			既収人 特定財源	未収人特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
8 土 木 費	1 道 路 橋 梁 費	地方道路交付金事業費	138,963,601	77,889,772	61,073,829	0	61,073,829	0	30,536,914	27,400,000	0	3,136,915	本事業に係る工区内において、県の工事が発生し、本事業に遅れが生じたため。
合 計			138,963,601	77,889,772	61,073,829	0	61,073,829	0	30,536,914	27,400,000	0	3,136,915	

報告第 8 号

建設改良費繰越計算書について（水道事業会計）

令和 4 年度射水市水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越した
たので、地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 6 条第 3 項の規定
により報告する。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

令和4年度射水市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						工事負担金	当年度分 損益勘定 留保資金等			
1	1	配水管等整備事業費 (新庄川橋添架管更生工事)	52,065,000	0	52,065,000	0	52,065,000	0	0	河川管理者との協議に不測の日数を要したため。
		配水管等整備事業費 (一般国道415号新庄川橋 橋梁添架申請資料作成業務委託)	935,000	0	935,000	0	935,000	0	0	道路管理者との協議に不測の日数を要したため。
合 計			53,000,000	0	53,000,000	0	53,000,000	0	0	

報告第 9 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

令和 4 年度射水市下水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越したため、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 12 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

令和4年度射水市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度分 損益勘定 留保資金等			
1	資本的支出	1 建設改良費	公共下水道事業	55,946,000	32,832,346	23,112,000	0	16,000,000	7,112,000	1,654	支払い義務 が発生しな かったた め。(他の 関連工事と の調整に期 間を要した ため。)
			改築事業	256,770,000	136,747,400	120,022,000	55,705,000	62,600,000	1,717,000	600	
			雨水整備事業	315,529,000	99,166,193	216,361,000	103,499,000	111,400,000	1,462,000	1,807	
			特定環境保全 公共下水道事業	30,904,000	17,346,414	13,557,000	0	2,000,000	11,557,000	586	
			流域下水道 建設負担金	54,957,000	29,565,000	24,569,000	0	24,200,000	369,000	823,000	
			農業集落 排水事業	15,820,000	10,835,000	4,985,000	0	4,900,000	85,000	0	
合計			729,926,000	326,492,353	402,606,000	159,204,000	221,100,000	22,302,000	827,647		

報告第10号

建設改良費繰越計算書について（病院事業会計）

令和4年度射水市病院事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月12日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

令和4年度射水市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発 生 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた な卸資産 の購入限 度額	説明
						県補助金	企業債	当 年 度 分 損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
1	1	射水市民病院情報システム更新事業	455,753,000	0	455,753,000	0	455,700,000	53,000	0	0	機器の納品に遅れが生じたため。
合 計			455,753,000	0	455,753,000	0	455,700,000	53,000	0	0	